

安保法制違憲訴訟の会あいのちの 現状と課題

山本みはぎ

2015年9月19日、安保法制(戦争法)が強行採決され、2016年3月29日に施行されてから、5年目を迎えます。閣議決定で、これまでの憲法解釈を変え、憲法で禁止されている集団的自衛権行使容認に対して、多くの市民が反対の意思表示をして立ち上りました。

憲法違反として、2016年4月に東京地裁に国家賠償請求訴訟が起こされたのを皮切りに、全国22の地域で25の裁判が提訴されました。愛知では、全国で最後になりましたが、2018年8月に第1次、9月に第2次と221名の原告で提訴をしました。現在12回の口頭弁論を行い、毎回原告の意見陳述を行い、原告代理人の準備書面も22を提出しました。2月の11回口頭弁論では、1997年の新ガイドライン以後、有事法制など憲法9条に反する軍事法制が次々と成立した過程を主張しました。また、4月の第12回口頭弁論では、ドイツのアフガニスタン派兵を例に、安保法制下で自衛隊は他国の戦争に参戦し、自衛隊の戦死と他国民衆の殺害に直接手を下すことになると、日米共同宣言で、台湾問題が明記されたことで、より日本が戦争に巻き込まれる可能性が大きくなつたことを主張しました。今後は自衛隊の装備訓練の変容を通して米軍との一体性を明らかにする書面を提出する予定です。

また、自衛隊の南スーダン派遣の日報問題を明らかにした布施祐仁さん、安保法制の不正な立法過程を国会議員の小西洋之さんに、憲法学者の飯島滋明さんは集団的自衛権の違憲性や、愛知の原告の平和的生存権の侵害の実態を明らかにするため証人申請をしています。また、原告13名の証人申請もすでに提出しています。次回6月23日は、西谷文和さん作成の、「戦場から見た憲法9条」のDVD上映と、原告意見陳述を予定しています。

◆進む米軍との一体化 戦争の危機は..

安保法制が成立して以来、自衛隊と米軍の訓練は著しく増加しています。2019年は14回、2020年には25回の米軍の艦艇や航空機を防護する「米艦防護」訓練が行われています。しかも、これらの訓練は、特定秘密として実態は明らかにされていません。5月19日の中日新聞は、アメリカCNNが、「アジアで最も強力



な二つの軍隊の統合が進んでいることの表れだ」と報じたとしています。訓練だけではなく、自衛隊はイスラエルと国境を接するエジプト東部のシナイ半島や国連南スーダン派遣団(UNMISS)司令部へ自衛隊員を派遣しています。また、「中国脅威論」のもとで、宮古島・石垣島など南西諸島への自衛隊基地の建設を進めています。ここには、射程500kmとも1500kmにもなるミサイル配備を計画しています。今年4月の日米共同宣言で台湾問題が明記は台湾有事があつた際に自衛隊が参戦することを意味します。憲法9条があるにも関わらず、安保法制下で戦争の危機が現実化している、という実態をこの裁判でも明らかにし、私たちの平和的生存権が脅かされている実態を明らかにしていきたいと思います。

◆全国の裁判の様子

全国で進められている裁判は、高裁で判決が出ているのは、沖縄、大阪、札幌の3つで、地裁判決のみ出ているのが東京(国賠)、東京(差止)、群馬、釧路、埼玉、山梨、宮崎の7つ、福岡(差止)、長野、長崎、山口は6月から7月にかけて判決が言い渡されます。

残念ながら、判決はいずれも、国家賠償請求については、法的に保護されるべき権利・利益の侵害はないという理由だけを述べて請求を棄却し、差止請求については、処分性や原告適格という行政訴訟上の形式的な点のみを問題にして訴えを却下し、憲法判断には一切踏み込んでいません。安保法制は、それまでの政府解釈を変え、集団的自衛権行使を認めました。成立前に行われた、衆議院憲法審査会では自民党の推薦を含めた3名の憲法学者がいずれも「違憲」と指摘しました。私たちが求めているのは、違憲の判断です。裁判所は、回避するのではなく原告の平和的生存権が侵害されている事実を認め、憲法判断をするように愛知の裁判も頑張っていきますので、ぜひ裁判を注目してください。

★★裁判を支えるサポーターを募集します★★

・サポーターは年額2000円

・振込先 郵便振替口座:00850-2-217427

加入者名: 安保訴訟あいのち

メール:w.soshou.aichi@gmail.com